

WideAngle サービス利用規約

2017年11月8日 経企M00261469 実施

第一章 総則

(規約の制定)

- 第一条 当社は WideAngle サービス利用規約（サービス仕様書および別紙を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより WideAngle 総合リスクマネジメントサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは第四条（用語の定義）にて定義される「個別サービス」によって構成されます。
- 2 本サービスの提供に伴い、当社が契約者に対してセキュリティ機器を貸与する場合、当該セキュリティ機器については、本規約の別紙1に規定される「機器サービスに関する条件」が追加して適用されるものとします。この場合、本サービスは機器サービスを含むものとします。
- 3 本サービスに係る契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(規約の範囲)

- 第二条 本規約に定める諸条項は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

(本規約の変更)

- 第三条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更を行う旨及び当該変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。
- 2 規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第四条 この本規約書において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、本サービスの利用者に提供される Web サイト（ <https://jpsocntt.service-now.com/soc> ）に掲載されているものを指します。
- (2) 「個別サービス」とは、本規約に同意の上、申込者が当社所定の方法により申込む、本規約の別紙 2 に記載されている個々のサービスをいいます。
- (3) 「付加機能」とは個別サービスに追加することのできるオプションサービスをいいます。
- (4) 「機器サービス」とは、当社が契約者に対して個別サービスの対象となるセキュリティ機器を貸与することをいいます。
- (5) 「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。
- (6) 「契約書」とは、当社が別に定める申込様式又は WideAngle サービス利用契約書等の本サービスの利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。
- (7) 「個別サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して個別サービスを提供する 12 か月以上の期間（ただし、当該個別サービスが 1 回若しくは特定の回数限りの提供又は成果物等の提出により完了するものの場合はこの限りでありません。）をいいます。
- (8) 「機器サービス提供期間」とは、当社が契約者に対して機器サービスを提供する期間をいい、機器サービス提供期間の終了日は個別サービス提供期間の終了日と同一とします。
- (9) 「サービス開始日」とは、契約書に記載された当該個別サービスのサービス開始予定日をいいます。
- (10) 「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用するものであって、契約者の関連会社若しくは顧客、又は第六条（再販又は卸売等）により契約者が再販又は卸売する第三者等を含みます。
- (11) 「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するためには必要となる機器（ソフトウェアの場合を含む。）であり、契約者又は契約者のエンドユーザーのネットワーク若しくはシステムに関わる事象を検知し、防御し又はログとして蓄積する仕組みを有する機器（複数の機器で構成される場合を含む。）をいいます。
- (12) 「セキュリティソフトウェア」とは契約者の申込みによって当社から提供される別紙 3 に記載のソフトウェアをいいます。なお、セキュリティソフトウェアの利用については当該ソフトウェアの各提供元の利用条件等に同意する必要があり、当該ソフトウェアの使用許諾契約については契約者または契約者のエンドユーザーと当該ソフトウェアの提供元の間で成立するものとします。

(申込みと承諾)

- 第五条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。
- 2 当社がサービス利用の申込みに対して承諾したときをもって契約の成立とし（以下、承諾した時を「契約締結日」とします。）、成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
 - 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が要望する本サービスの提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が第十五条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 契約書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 当社からの本サービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
 - (6) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき
 - 4 申込みの承諾後であっても、当社は前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
 - 5 当社が申込みを承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

(その他の契約内容の変更)

- 第五条の2 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

第二章 再販又は卸売

(再販又は卸売等)

- 第六条 契約者は、当社の事前の書面による同意なく本サービスを第三者に対して再販又は卸売してはなりません。
- 2 契約者が前項に基づいて第三者に再販又は卸売を行う場合、契約者は次の各号に従うものとします。

- (1) 当社による本サービス若しくは類似のサービスの提供を妨げ、又は妨げるおそれのある方法で本サービスを再販又は卸売してはなりません。
- (2) 本規約における自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の義務違反があった場合は、自己の義務違反として責任を負います。
- (3) 当該第三者の問い合わせ、クレーム、損害賠償請求その他一切の紛争に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、本契約に定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任を負います。
- (4) 当該第三者に本サービスの更なる再販又は卸売を許諾してはなりません。

第三章 サービス

(本サービスの提供)

第七条 当社は、サービス開始日に、申込みを受けた本サービスの提供を開始します。

- 2 本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、サービス仕様書又は契約書に記載されている場合、契約者は、サービス開始日又は当社が別途定める日までにその条件を満たすものとします。
- 3 当社は、サービス開始日に各サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第1項にかかわらず、契約者に通知の上サービス開始日を変更することができます。この場合において、契約書により指定されるサービス終了日は変更されません。
- 4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、サービス開始日の変更のため追加で必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。
- 5 本サービス提供期間は、契約者が当該本サービス提供期間満了日の 30 日前までに当社に書面で提供期間を更新しない旨を通知しない限り、同一条件で 12 か月延長します。
- 6 前項の規定にかかわらず、セキュリティ機器や技術の陳腐化、設備等の合理化又はその他の事由により本サービスの提供の継続が相応でないと判断した場合、当社は当該本サービスの提供期間の延長をしないことがあります。

(提供中止)

第八条 当社は、次の場合には本サービスの全部又は一部の提供を中止することができます。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

- (3) 本サービスが正常に動作せず、当該本サービスを継続して提供することが著しく困難となつたとき。
 - (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となつたとき。
 - (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。
- 2 当社は、本サービスの全部又は一部の提供中止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

(提供中止の通知)

第九条 当社は、前条の規定により本サービスの提供を中止する場合、予めその理由、中止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りでありません。

(サービスの廃止)

- 第十条 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、本サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 4 当社は本条第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、その旨を当該廃止の3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

(付加機能の提供)

- 第十条の2 当社は契約者から請求があったときは、次の場合を除き付加機能を提供します。
- (1) 付加機能の提供を請求する契約者が要望する付加機能の提供が技術上、法令上、規制上又はその他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 付加機能の提供を請求する契約者が当社の提供する個別サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 付加機能の提供を請求する契約者が第十五条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 付加機能の提供の請求において契約者によって虚偽の請求がなされたとき
 - (5) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき

(付加機能の変更)

- 第十条の3 契約者は、付加機能の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の提供の終了)

- 第十条の4 当社は、契約者から付加機能の提供の解除の請求があったときは、その付加機能の提供を終了します。
- 2 前項に定めるほか、当社は、第十五条（当社が行う契約の解除）の規定に該当する場合は、その提供を終了することができます。

第四章 料金

(サービス料金)

- 第十一條 個別サービス、付加機能および機器サービスの料金（以下、「サービス料金」とする。）は、別途書面により定めます。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
- 2 サービスの料金を改定する必要（物価の上昇・経済事情の変動等を含むがこれに限らない）が生じたときは、当社はこれを改定することができます。

(サービス料金の支払い)

- 第十二条 契約者は、当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
- 2 前項の期間において、提供中止等により本サービスの提供ができない状態が生じた場合の料金の支払いは、次によります。
- (1) 本サービス提供期間中に第八条（提供中止）に定める提供中止があったとしても、契約者はその期間の支払いを要します。
- (2) 本契約において、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービス料金については、その支払いを要しません。なお、個別サービスを複数利用している場合、全く利用できない状態にある個別サービス（当該個別サー

ビスにかかる機器サービスを含みます) に関するサービス料金に限って本項が適用されるものとします。

- 3 当社は、当社所定の請求書によりサービス料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。なお、サービス開始日又はサービス終了日が月の途中である場合、当該月における1ヶ月分の利用があったものとして当社はその請求を行うことができ、日割り計算は行わないものとします。
- 4 契約者の支払が遅延した場合、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年 14.5%の割合で計算して得られた額を遅延利息として請求することができるものとします。ただし、100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

第五章 契約者の義務

(契約者の義務)

第十三条 契約者は、以下の事項を遵守するものとします。又、契約者は、契約者のエンドユーザーに本サービスを利用する場合は、契約者のエンドユーザーに対して以下の事項を遵守させるものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が保管する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。
- (2) 当社が本サービスを提供できるようにするために、当社が適宜要求する契約者の技術データ及びその他情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。
- (3) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲で当社による契約者のセキュリティ機器の情報閲覧、操作及びベンダーサポート契約の利用を許可すること。
- (4) 当社が本サービスの利用の前提となる要求条件をサービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のセキュリティ機器、ネットワーク、システム又は端末を、当社が定める日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
- (5) 本契約の締結の際又はそれ以降当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。

- (6) 本サービスの提供のために必要と当社が判断する場合、当社又は当社の関連会社の従業員による契約者の敷地又は施設内への合理的な立ち入り及び調査について、許可すること。
- (7) 第三者のネットワーク、システム又は端末を当事者の承諾なく本サービスの対象とし、当該第三者の正常な通信を妨げないこと。
- (8) 不正アクセス行為又は不正プログラムの送信をしないこと。
- (9) 本サービスに係る ID 並びにパスワード及びパスフレーズ（以下「ID 等」という）を管理する責任を負うものとし、その内容を他のサービスに係る ID 等と同一にせず、第三者が容易に類推しうる文字列を使わず、又みだりに第三者に知らせないこと。
- (10) 当社の他の顧客に対して本サービス又は類似のサービスを提供することを妨げるような方法で本サービスを利用しないこと。
- (11) 個別サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、日本国外で個別サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び外国貿易その他輸出関連法令並びに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ること。
- (12) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不適当と判断する行為を行わないこと。

(契約者の義務違反)

第十四条 当社は、契約者若しくは契約者のエンドユーザーが本条に規定される義務を怠ったとき又は本条に規定される義務を怠ったことにより本サービスに支障が生じたと当社が判断したときは、当社が必要だと判断するあらゆる手段（本サービスの提供の中止又は解除を含みますが、がこれに限りません。）をとることができるものとし、その場合に必要な作業の費用を契約者に請求できるものとします。

第六章 契約の解除

(当社が行う契約の解除)

第十五条 当社は、本契約の全部又は一部を以下の場合に解除できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解除により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第十条（サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスの全部又は一部を廃止するとき
- (2) 契約者が当社に対して支払うべき金額を期限内に支払わなかったとき

- (3) 本契約の全部又は一部に係る本サービスの全部又は一部の提供に必要なセキュリティ機器が製造業者のサポートを受けられなくなったとき
 - (4) 本契約上の義務に違反する状態が継続し解消されないとき
 - (5) 契約者の事業又は財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (6) 法規制等により、本契約の全部又は一部の提供が困難となったと当社が判断したとき
 - (7) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- 2 前項にしたがって当社が契約の全部又は一部を解除するときは、事前に当社から契約者に書面にてそのことを通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合についてはその限りではありません。

(契約者が行う契約の解除)

第十五条の2 契約者は、本契約の全部又は一部を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の2か月前までに、当社所定の方法により当社に通知するものとします。このとき、契約の解除に係る違約金については、第十六条（解除の違約金等）の定めるところによります。

(解除の違約金等)

第十六条 本サービス提供期間内に本契約の全部又は一部が解除された場合、その解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、解除日までに発生したサービス料金に加え、残存する本サービス提供期間に相当するサービス料金（ただし付加機能に係る料金を除く）を、違約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。また、契約締結日からサービス開始日までに本契約を解約された場合、当該解約時点までに行った本サービス導入のための環境構築業務の対価として、当社が合理的に算出した金額を、解約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。

- 2 本サービス提供期間内に契約を変更し、変更後のサービス提供期間の終了日が当初の本サービス提供期間の終了日よりも早くなる場合には、変更後のサービス提供期間の終了日から変更前のサービス提供期間の終了日までの期間分について当該変更前のメニューにかかる違約金が発生します。
- 3 第十条（サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスの全部又は一部を廃止するときで、契約者が当社に、当該サービスが廃止により終了となる日以降の本サービス提供期間のサービス料金を既に支払っていた場合は、当社は、該当部分に相当する金額を契約者に支払うものとします。

第七章 雜則

(非保証)

第十七条 当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスを選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。

2 当社は、個別サービスが日本国外の地域の規制(法令、規則、政府ガイドライン等を含みますがこれに限りません。)に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者又は契約者のエンドユーザーによる日本国外の地域での個別サービスの利用によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。

(責任の除外)

第十八条 当社は、以下の事項に起因する損失、損害、経費、費用又はその他補償請求については責任を負いません。

- (1) 契約者のネットワーク、システム又は端末が原因の全部又は一部となって生じる機能低下又は中断。
- (2) セキュリティ対策上必要となる機能の作動によるネットワーク、システム又は端末の機能低下又は中断。
- (3) セキュリティ機器のバグ。
- (4) セキュリティ機器の製造業者及びその関連会社が提供するサービスの中止、機能低下又は不具合。
- (5) インターネット及び契約者が契約したネットワークサービスの通信の中止又は遅延。
- (6) 契約者又は第三者のネットワーク、システム又は端末に対する不正アクセスや不正プログラムの侵入及び発出。
- (7) セキュリティ機器又は当社のセンタ設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等一切のデータについて、全部又は一部の損失。
(ただし、当社の故意または重大過失による場合を除きます。)

- (8) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者的の承諾なく行われた契約者による本サービスの利用（契約者が意図的でない場合も含みます。）。

(損害賠償)

第十九条 当社は、本規約にて別段の定めがある場合を除き、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第十二条第二項第二号の適用に加え、本契約の解除の有無にかかわらず、損害の原因となった事象が発生した個別サービス（個別サービスにかかる機器サービスを含む）にかかる第十一条（サービス料金）に定めるサービス料金の1ヶ月分相当額を限度として、逸失利益を除く契約者に現実に生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。

(不可抗力)

第二十条 地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由（以下「不可抗力」という）により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当該当事者は相手方当事者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。ただし、本契約に基づく契約者の当社に対する金銭債務については、本項の適用を受けないものとします。

(契約者に対する通知)

第二十一条 当社から契約者への書面による通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 本サービスの利用者に提供される Web サイト上に掲載する方法により行う。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法、又は FAX 番号宛に FAX を送信する方法により行う。この場合、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送する方法により行う。この場合、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

- (4) その他、当社が適切と判断する方法により行う。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(知的財産の帰属)

第二十二条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム（個別サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、物品及びドキュメント（本規約書、サービス仕様書、契約書、マニュアル及びレポート等を含む）（プログラム、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

(知的財産の取り扱い)

第二十三条 契約者は、プログラム等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 契約者の本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイル若しくは逆アセンブルを行わない。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しない。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。
 - (5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。
- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が所有権を有するプログラム等が貸与されている場合には、該当の本サービスにかかる契約の終了後、速やかに当社に対してこれらを返却するものとします。また、当該返却作業に必要な範囲内において、当社は契約者の施設に立入ることができるものとします。
- 3 第二十二条（知的財産の帰属）に規定する知的財産権について権利者が使用許諾条件を定めている場合は、契約者は当該プログラム等に係る使用許諾条件を遵守し、また該当の本サービスを利用する契約者のエンドユーザーに遵守させるものとします。

(第三者委託)

第二十四条 当社は、本サービスを提供するにあたって、その全部又は一部を第三者に委託する場合があり、契約者はそれに同意するものとします。

(情報の取り扱い)

第二十五条 当社は、本サービスの提供を通じて得られる、不正アクセス又は不正プログラムの手法及びそれらの発信元に関する情報について、以下の利用を行うことがあり、契約者はそれに同意するものとします。

- (1) 契約者の利用する本サービスの有用性を高めるため、当社の関連会社と共有し解析を行うこと。
- (2) 当社又は当社の関連会社の提供するサービスの契約者の全部又は一部のために、セキュリティ対策のデータとして利用すること。
- (3) セキュリティに関する啓発を目的として、本サービスの契約者が特定されない態様に加工した上で、レポート等にまとめ公表すること。
- (4) 当社又は当社の関連会社の設備の保全、サービスの開発、又はその他の業務の遂行のために利用すること。

(個人情報の取り扱い)

第二十六条 本サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いは、プライバシーポリシー（<http://www.ntt.com/privacy/>）の定めるところによります。

(秘密の保持)

第二十七条 前条に定めのある場合を除き、いずれの当事者も、本契約に関連して相手方当事者から開示された機密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表し、漏洩し、又は本契約履行の目的以外に使用してはならない。本契約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た相手方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 機密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報。
 - (2) 口頭で開示され、(a) 開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、又は(b) 開示後14日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付した情報であって、開示者がその文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは機密情報には含まれません。
- (1) 開示の時において公知である情報。
 - (2) 受領者への開示後に受領者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。
 - (3) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。

- (4) 受領者が開示者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、第二十四条（第三者委託）に基づく再委託先に対して、本契約に定める義務の履行のために必要な範囲で機密情報を開示できます。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該機密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本契約の当社の義務と同等の機密保持義務を課すものとします。
- 4 いずれの当事者も、法令又は裁判所の判決若しくは官公庁の決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、当該受領者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨開示者に通知するものとします。
- 5 本条に定める義務は、個別サービス提供期間終了後1年間、引き続き有効に存続するものとします。

(権利義務の譲渡の制限)

第二十八条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することはできません。ただし、当社の承諾がある場合はこの限りではありません。

(準拠法)

第二十九条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈します。

(管轄裁判所)

第三十条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙1 機器サービスに関する条件

本別紙は、当社が提供する個別サービスにセキュリティ機器の貸与が含まれる場合、「WideAngle利用規約」（以下「本紙」といいます）と併せて適用されます。本別紙と本紙の内容に齟齬が生じる場合は本別紙の内容が優先して適用されます。

1 機器サービスの内容

- 1.1 契約者はセキュリティ機器を善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って使用できるものとします。
- 1.2 機器サービス提供期間は契約書で指定される個別サービス提供期間と同一とします。個別サービス提供期間の延長があった場合は、当該個別サービスに関連する機器サービスの提供期間も同一の期間、自動的に延長されるものとします。

2 対象機器の設置

- 2.1 当社は、サービス開始日までに、対象機器を契約者により指定される場所（以下「提供場所」といいます。）に納入・設置するものとします。
- 2.2 契約者は、当社が別途定める日までに、対象機器の受入準備を完了するものとします。

3 設置完了および占有開始

- 3.1 当社は、前条の納入・設置が完了したときは、契約者に通知するものとします。
- 3.2 前項の通知の日付をもって契約者による対象機器の占有開始日とします。

4 危険負担

- 4.1 前条第3.1項に定める占有開始日前に生じた対象機器の滅失、毀損、変質その他の危険（以下「危険」という）は、契約者の責に帰すべき場合を除き、当社の負担とし、占有開始日から返還までに生じた危険は、当社の責に帰すべき場合を除き、契約者の負担とします。
- 4.2 占有開始日後に対象機器が修復不能となった場合、契約者は、かかる事態の発生までに相当する本機器サービスのサービス料金に加え、当該機器の残存価額として当社が請求する金額全額を、当社が定める日までに一括で当社に支払うものとします。

5 対象機器の返還

- 5.1 本契約が終了した場合又は本機器サービスの全部又は一部が終了した場合、契約者は速やかに対象機器を撤去し、契約者の負担により対象機器を当社に返還するものとします。なお、

契約者が返還しない場合、当社は撤去のため契約者の施設に立ち入ることができるものとします。

- 5.2 前項の場合において、対象機器の返還が不相応に遅れたときは、契約者は、対象機器を当社に返還すべき日の翌日から起算して返還完了までの遅延月数に応じた本機器サービスの月額料金相当の金額を支払うものとします。

6 対象機器設置日の変更

- 6.1 当社がサービス開始日までに対象機器の設置を完了できないおそれのあるとき、又は契約者が当社の定める日までに対象機器の受入準備をできないおそれのあるときは、遅滞なくその理由および遅延日数を書面にて相手方に通知しなければなりません。
- 6.2 契約者又は当社は、前項の場合において、契約者当社協議の上、本規約に基づきサービス開始日を変更するものとします。
- 6.3 前項の場合において、当社が既に機器導入作業に着手していたときは、当社は当該作業の再実施のため追加で必要となる費用の支払いを契約者に求めることができます。

7 対象機器の所有権表示

- 7.1 当社は、対象機器に当該対象機器が当社等の所有である旨の表示等を付けることができるものとします。
- 7.2 契約者は、対象機器を当社に返還するまでの間、前項の表示等を維持するものとします。

8 対象機器の現状変更など

- 8.1 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得なければ、以下の各号の行為はできません。
- (i) 対象機器について、改造、加工、模様替えをするなどその原状を変更すること。
 - (ii) 対象機器を提供場所から移動させること。
 - (iii) 対象機器に他の対象機器を付着させ、又は対象機器を他の物件に付着させること。
 - (iv) 対象機器の占有名義を移転すること。
 - (v) 本契約に基づく契約者の権利、地位を第三者に譲渡し、また担保に差し入れること。
- 8.2 対象機器に付着した他の物件の所有権は、当社が書面により契約者の所有権を認めた場合を除き、無償で当社に帰属するものとします。
- 8.3 契約者は、対象機器について譲渡、担保差し入れ等、当社等の所有権を侵害する行為をしないものとします。
- 8.4 第三者が対象機器について権利を主張し、又は保全処分、強制執行等により当社等の所有権を侵害する恐れが生じた場合には、契約者は、当社等の所有であることを主張・証明して侵害を防止するとともに、その旨を速やかに当社に通知するものとします。

9 対象機器の移設および撤去ならびにその費用負担

- 9.1 契約者は、対象機器を移設又は撤去する場合は、事前に当社に連絡し、その承諾を得るものとします。
- 9.2 対象機器の移設および撤去は、以下の各号によるものとする。
 - (i) 契約者が、提供場所の変更又は設置の取り止めを申し出て、対象機器を移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
 - (ii) 当社が当社の事由により提供場所の変更又は設置の取り止めを申し出て、対象機器を移設又は撤去する場合、これに要する費用は当社の負担とします。
 - (iii) 天災その他の不可抗力等の契約者当社いずれの責にも帰さない事由により、対象機器を移設又は撤去する場合、これに要する費用負担は協議の上決定するものとします。

10 対象機器に対する必要な措置の実施

対象機器について正常な運転の維持・運用が困難であると当社が判断した場合、当社は契約者に対して、設置環境の改善等必要な措置を要求できるものとし、契約者はかかる措置を講じるものとします。なお、この場合の費用は契約者の負担とします。

11 対象機器の現況調査

- 11.1 当社が求める場合、契約者は毎年 12 月までに対象機器の現況調査（以下「現況調査」という）を実施し、当社にその結果を書面により通知するものとします。
- 11.2 契約者が当社に前項の通知を行わない場合は、提供場所にてサービス内容に従って本機器サービスが提供されていることを契約者が確認したものとみなします。
- 11.3 現況調査の他に、又は現況調査に代えて、当社又は当社の指定した者が、対象機器の現状、稼動又は保管状況について、点検又は調査を求めたときは、契約者はこれに応じるものとします。

12 故障交換の条件

- 12.1 提供場所への技術者派遣による対象機器の故障対応は、当社が対象機器を交換する必要があると判断したときに当社の負担により行うものとします。
- 12.2 前項の場合、対象機器の故障対応は、当社又は当社の関連会社が持参する代替物品と交換することにより行うものとします。
- 12.3 故障対応にあたり、当社は対象機器の当該事象に関する情報を対象機器の製造・保守業者と共有する場合があり、契約者はそれに同意するものとします。

13 契約者の協力義務

- 13.1 契約者は、本機器サービスの利用にあたって、対象機器を設置・稼働させるために必要となる空調、電源、ラック、配線及びネットワーク機器等を契約者の負担で用意するものとします。
- 13.2 当社又は当社の指定したものは、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および対象機器が設置された契約者の敷地又は施設内（契約者の契約するデータセンターを含む。）への合理的な立ち入りを求めることができます。
 - (i) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (ii) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (iii) 技術上必要な場合
 - (iv) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- 13.3 前項により立ち入りを行うとき、当社は契約者又は契約者の関連会社の従業員の立ち会いを求めることができ、その場合、契約者はそれに応じるものとします。
- 13.4 契約者は、対象機器が不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、対象機器の不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

14 対象国

本機器サービスは日本国内においてのみ提供します。

15 違約金

機器サービスの対象がクラウド CP-POD であった場合、契約書に違約金の定めがない限り、解除の当月分として月額費用に相当する料金に加え、当月を除く残存する提供期間については残存する提供期間に相当するサービス料金の 15%を、違約金として当社が定める日までに一括で支払うものとします。ただし、100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

別紙 2 WideAngle MSS サービスマニュ一覧

サービスメニュー	メニュー	提供する内容
ネットワーク セキュリティ	ファイアウォール	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール
	IPS/IDS	<ul style="list-style-type: none"> • IPS/IDS
	ネットワーク セキュリティ 基本パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール • IPS/IDS
コンテンツ セキュリティ	コンテンツ セキュリティ 基本パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール • IPS/IDS • E-mail/Web アンチウイルス
	コンテンツ セキュリティ 拡張 A パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール • IPS/IDS • E-mail/Web アンチウイルス • URL フィルタリング
	コンテンツ セキュリティ 拡張 B パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール • IPS/IDS • E-mail/Web アンチウイルス • URL フィルタリング • Application フィルタリング • RTMD
	WAF	<ul style="list-style-type: none"> • WAF (Web アプリケーション ファイアウォール)
クラウド GW セ キュリティ	UTM 基本パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール/IPS/アンチウイルスのログ分析
	UTM 拡張 A パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール/IPS/アンチウイルス/URL フィルタリングのログ分析
	UTM 拡張 B パック	<ul style="list-style-type: none"> • ファイアウォール/IPS/アンチウイルス/URL フィルタリング/サンドボックスのログ分析
	標的型メール防御サービス	<ul style="list-style-type: none"> • クラウドメールプロテクション

リアルタイム	RTMD Web	• Web プロテクション
マルウェア検知 (RTMD)	RTMD E-mail	• E-mail プロテクション
	RTMD マネジメント	• RTMD Web と RTMD E-mail の連携
OT セキュリティ	OT-IDS	• OT-IDS のログ分析
プロキシー分析		• プロキシーのログの分析
CLA		• 非セキュリティ デバイスとの相関分析
Active Blacklist Threat Intelligence		• ブラックリスト/グレーリスト
EDR (Endpoint Detection and Response)		• エンドポイント端末に対する脅威検知及び対策
ID セキュリティ		• 認証情報のセキュリティログ分析
セキュリティプラットフォーム分析		• セキュリティプラットフォームのログ分析

別紙3 セキュリティソフトウェア

ソフトウェア名	提供元
Trellix Endpoint Security	Trellix

附則

(実施期日)

- 1 この規約は 2017 年 11 月 8 日から実施します。

附則 (2018 年 4 月 2 日 経企 M00329329)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018 年 4 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (2019 年 3 月 27 日 経企 M00475781)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019 年 3 月 28 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (2020 年 3 月 19 日 経企 M00622880)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (2020 年 7 月 10 日 MSS セ 00669065)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2020 年 7 月 14 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2021年3月25日 MSSセ00766596）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2021年3月29日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2021年8月23日 MSSセ00817618）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2021年9月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2022年6月17日 MSSセ00932212）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2022年7月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2023年8月21日 MSSセ000400000328-01）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2023年8月21日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつたサービス料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた WideAngle サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2024年2月16日 MSSセ000400000921-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2024年2月16日から実施します。

附則（2024年4月1日 MSSセ000400001060-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

附則（2024年10月1日 MSSセ000400001461-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2024年10月1日から実施します。

附則（2024年11月29日 MSSセ000400001615-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2024年11月29日から実施します。

附則（2025年2月25日 MSSセ000400001837-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2025年3月3日から実施します。

附則（2025年4月15日 MSSセ000400002054-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2025年4月21日から実施します。